



### 産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道標津郡中標津町東三十二条北一丁目2番地

氏名 中村興業株式会社  
代表取締役 竹嶋 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 平成29年(2017年)12月24日  
許可の有効年月日 令和4年(2022年)12月23日

1. 事業の範囲  
再生骨材等の製造(破碎(がれき類))、  
破碎(木くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設  
施設の種類 がれき類の破碎施設  
設置場所 標津郡中標津町字俵橋17線48番18  
設置年月日 平成4年(1992年)12月24日  
処理能力 296t(200m<sup>3</sup>)/日(8時間) 37t(25m<sup>3</sup>)/時間  
届出受理年月日 平成13年(2001年)4月27日  
受付番号 根環生第39-10号

施設の種類 木くずの破碎施設(一次破碎機)  
設置場所 標津郡中標津町共立3番20  
設置年月日 平成16年(2004年)12月15日  
処理能力 161.6t(580.8m<sup>3</sup>)/日(8時間) 20.2t(72.6m<sup>3</sup>)/時間  
許可年月日 平成17年(2005年)2月17日  
許可番号 根環生第364-5号

施設の種類 木くずの破碎施設(二次破碎機)  
設置場所 標津郡中標津町共立3番20  
設置年月日 平成13年(2001年)12月11日  
処理能力 69.6t(250m<sup>3</sup>)/日(8時間) 8.7t(31.25m<sup>3</sup>)/時間  
許可年月日 平成13年(2001年)11月6日  
許可番号 根環生第28-3号

(根室振興局)

(令和2年(2020年)4月14日許可証書換交付)



施設の種類 保管場所1  
設置場所 標津郡中標津町字俵橋17線48番18、同48番21  
面積 840㎡

種類  
・がれき類。  
保管上限 1, 813㎡  
高さ 4m

施設の種類 保管場所2  
設置場所 標津郡中標津町字俵橋17線48番18、同48番21  
面積 1,260㎡

種類  
・がれき類。  
保管上限 3, 109㎡  
高さ 4m

施設の種類 保管場所3  
設置場所 標津郡中標津町共立3番20  
面積 1,440㎡

種類  
・木くず(抜根及び伐木に限る。)  
保管上限 3, 266㎡  
高さ 5m

施設の種類 保管場所4  
設置場所 標津郡中標津町共立3番20  
面積 988㎡

種類  
・木くず。  
保管上限 2, 061㎡  
高さ 4.75m

3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成7年(1995年) 8月8日 変更許可(埋立(がれき類、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、ゴムくず)の追加。)  
平成9年(1997年) 12月24日 許可の更新  
平成12年(2000年) 3月31日 変更許可(破砕(木くず)の追加、埋立の削除。)  
平成14年(2002年) 3月29日 変更許可(破砕(廃プラスチック類)の追加。)  
平成14年(2002年) 12月24日 許可の更新  
平成19年(2007年) 12月24日 許可の更新  
平成24年(2012年) 12月24日 許可の更新  
平成29年(2017年) 12月24日 許可の更新(破砕(廃プラスチック類)の削除。)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

